

お知らせ

特別成果加算（ATM窃盗）について

いわゆるATM窃盗事案（現金自動預払機に不正に入手したキャッシュカードを挿入して同機を作動させ、同機から現金を窃取したなどといった事案）における特別成果加算（示談等）の算定について、令和2年5月13日以降、次のとおり取り扱いを変更することといたしましたので、取り急ぎ、変更点をお知らせさせていただきます。

○ ATM窃盗事案における「被害者」（国選弁護人の事務に関する契約約款・別紙報酬及び費用の算定基準別表G1及び同G3、国選付添人の事務に関する契約約款・別紙報酬及び費用の算定基準別表D）について、被疑事実等に記載された預金名義人と扱います（但し、預金名義人ではなく金融機関と示談等をした場合には、金融機関を「被害者」と扱います。）。

○ これにより、ATM窃盗事案においては、預金名義人に「損害賠償をした場合」の特別成果加算について、金融機関の意向の確認が不要となります。

○ また、ATM窃盗事案においては、預金名義人と「和解契約を成立させた場合」についても特別成果加算を算定させていただくこととなります。

なお、法テラスホームページに掲載している資料等について、上記の点が反映できていないものがあり得ますが、順次、上記の点を反映させていただく予定としております。

契約弁護士の皆さまにおかれましては、なにとぞご理解のほどお願い申し上げます。

以上